

論 点 メ モ

R1. 8. 27

1 県条例による先行実施の妥当性

法制化に先立ち、条例によって県独自の制度として実施していくことは、当県に係留するプレジャーボート所有者だけ不公平な扱いであるとの反論が予想されるが、全国最多の放置艇解消を目標年度までに達成するためには、当県独自の取組を強力に進めていく必要がある、保管場所確保の義務化を先行実施すべきと考えているが、妥当か。

2 登録義務を二重に課すことの妥当性

プレジャーボート所有者に小型船舶登録法の規定に基づく登録義務の他に、県独自の登録義務を課すようになってしまうが、法制化後は、遅滞なく条例を再改正し、県独自制度を廃止する方針を明確にすることにより、法制化がなされるまでの一時的なものとして許容されると判断しているが、妥当か。

3 二段階実施することの妥当性

新たな放置艇化を食い止めることが急務であるとの観点から、保管場所確保の義務化は、まず新規購入者のみを対象に令和3年4月から届出を義務付け、放置艇解消の目標年度後(十分な保管場所が確保できてから)の令和5年4月から既所有者に対しても義務付ける二段階とする方針であるが、妥当か。

4 その他

その他プレジャーボート所有者に対し、罰金刑を背景にして、保管場所確保を強力に義務付ける制度を創出していくことについて、疑義はないか。